

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主・投資家の皆様をはじめ、顧客・取引先・従業員等、各ステークホルダーに対する企業価値を高めるにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最重要課題のひとつであると認識しております。
「迅速で効率的な経営」「経営の透明性の確保」「コンプライアンス」を基本方針とし、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

1. 定例・臨時の取締役会を通して取締役間の情報共有および意思疎通を図っております。
取締役会には、監査役以外にも必要に応じて執行役員を出席させ、担当業務に関する報告を受けることで事業の進捗状況や問題点を抽出し、迅速な経営判断に役立てております。
2. 経営の透明性を確保するため、外部監査役2名を含む監査役会、会計監査人、内部監査室のスタッフによる各種監査を行っております。また、企業情報の適時適切な開示を行う体制の確保・充実にも努めております。
3. コンプライアンスに関する啓発教育・問題審議等を行う「コンプライアンス委員会」や、コンプライアンス違反に関する通報・相談の窓口を社内を設置すること等により、コンプライアンスの強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社イメージ企画	612,000	34.38
株式会社NBI	270,000	15.16
代永 衛	240,000	13.48
株式会社SBI証券	49,000	2.75
日本証券金融株式会社	42,000	2.35
第一生命保険株式会社	40,000	2.24
奥平 健一	36,900	2.07
中根 近雄	29,000	1.62
山成 勝之	21,500	1.20
沖電気工業株式会社	20,000	1.12

支配株主(親会社を除く)の有無

代永 衛

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3 月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社代表取締役社長である代永衛は、本人と近親者が所有している議決権及び近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社が所有している議決権を合わせ、当社の議決権の過半数を占めているため、支配株主にあたります。
支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の妥当性について取締役会で審議の上決定しており、今後も少数株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
細川 一雄	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細川 一雄	○	——	企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、社外取締役として適任であると判断しております。また、当社との間に利害関係等が存在せず、独立性も確保されていると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、定期的に年4回、その他必要の都度随時に会合を開いております。主たる議題は、監査計画、監査実施状況、会計処理上の問題点等についてであります。

また、内部監査部門として他部門から独立した、代表取締役直属の内部監査室を設置しております。内部監査規程に準拠して年度監査計画を策定し、業務監査を実施しております。その他に、会計監査、個人情報保護に関する監査、システムに関する監査(外部監査人と連携)を実施しております。

監査役と内部監査室は、これらの各種監査の計画および結果に関して、定期的に会合を開き、意見交換等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丸山 晃史	他の会社の出身者							△						
宮本 史雄	他の会社の出身者													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丸山 晃史	○	——	金融業および情報処理産業に関連する企業の出身者であり、当社の業務内容、利害関係者等に精通しており、同時にその経歴から経営者の職務遂行状況の管理監督に十分な能力があると考え選任しております。 また、現在では当社とは取引関係が無く、監査業務遂行の際に中立性が保たれると判断しております。
宮本 史雄	○	——	企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有している等により、社外監査役として適任であると考え選任しております。 また、当社とは取引関係が無く、監査業務遂行の際に中立性が保たれると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

特に必要性はないと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」に、取締役・監査役(社外役員を除く)それぞれの総額及び社外役員の総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する専従スタッフは設置しておりませんが、必要に応じて経営管理室のスタッフがサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

定例取締役会を原則として毎月1回、臨時取締役会を随時開催し、当社の業務執行に関する重要事項の意思決定を行っております。取締役会には、取締役・監査役のほか、必要に応じて執行役員が出席し、担当業務の執行状況について報告を行うことで、情報共有・意思疎通を図っております。

監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、各監査役は、代表取締役直属の内部監査室と連携を取り、取締役の業務遂行状況を厳重にチェックしております。

監査役の機能を強化するため、常勤監査役については、当社の業務全般を把握し適法性を判断できる者を選任し、社外監査役については、財務・会計等に関する知見や、経営経験等を有しており、中立・公平・適法な判断のできる者を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役3名のうち社外監査役を2名選任しております。監査役の取締役会への出席および意見陳述、会計監査人・内部監査室との連携等の状況により、経営監視機能は十分に備えており、その客観性及び中立性も確保されていると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び本決算発表後に、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・有価証券報告書・その他適時開示資料等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制の整備」を次の通りとしております。

- 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに使用人（執行役員及び職員。以下同じ）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 当社は、法令及び定款の遵守並びに倫理維持（「コンプライアンス」）を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として、「イメージ情報開発役員行動規範」を制定し、嘱託、契約社員、派遣社員を含む役職員の全ての適用対象者に遵守を求めます。
 - 取締役会にて選任したコンプライアンス統括責任者を委員長とし、コンプライアンス委員会を設置いたします。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスを社内に着実に定着させていく仕組みに関する事項（体制の整備、及びその有効性の維持・向上）、啓蒙教育及びコンプライアンス上の問題等を審議し、その結果を取締役に適時報告を行います。
 - コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、新人導入研修、あらゆる職務の役職員を対象とするコンプライアンス研修を整備し、充実させます。また各種の法令の制定改廃について、経営管理部門が社外の弁護士と共に連携して、適宜、調査研究を行い、その結果を役職員に対して報告するとともに、個別の法務案件に対処いたします。
 - コンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士及び第三者機関へのものも含め社内外に複数設置いたします。弁護士及び第三者機関については、匿名性を担保して利用できる仕組みといたします。
 - コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処いたします。
 - 取締役及び使用人の業務執行における法令・社内規程・規則等の遵守状況について日常的に相互監視を行い、定期的にその遵守状況を監査の上、会社経営に対する影響の評価分析を行います。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき、経営管理部門担当役員を責任者と定め、以下に列挙する職務執行に係る重要情報を文書または電磁的記録により関連資料と共に保存・管理いたします。取締役及び監査役は、これらの文書等をその要請に基づき速やかに閲覧できるものいたします。
 - 株主総会議事録
 - 取締役会議事録
 - その他の各種会議体の議事録
 - 取締役を決議者とする稟議書その他社内申請書
 - 取締役を署名者または押印者とする契約書
 - 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
 - 官公庁その他公的機関、証券取引所に提出した書類の写し
 - その他文書保管保存等の規程に定める文書
 - 前項各号に定める文書の保存期間、保存場所については「文書管理規程」に定めるところによります。
 - 当社は、「情報システム管理規程」その他情報システム関連規程を定め、取締役の職務遂行に関する電子情報の適切な保管及び管理を図ります。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 企業活動の持続的発展を脅かすリスクに対処するため、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理規程」を定め、同規程に基づき、全社的リスク管理体制を構築するとともに、その活動内容について取締役会に適時報告を行います。
 - 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する危機管理体制を整えるものいたします。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 将来の事業環境を見据えた経営方針のもとに中期経営計画および年度計画を策定し、全社的な目標を掲げ、その達成と重点事項の推進に向けて職務を遂行いたします。
 - 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、「取締役会」を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催いたします。
 - 取締役、監査役及び各部門長で構成する「経営会議」を毎月1回開催し、経営実態の把握、各部門の状況や新サービスの情報の共有を図ります。また、経営に関する重要事項において討議し、その審議を経て「取締役会」で執行決定を行います。
 - 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」において定め実行いたします。
- 会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 当社は経営管理部門関連事業グループを置き、社内規則に従い子会社を指導いたします。
 - 当社は、子会社の取締役の職務執行を監視・監督いたします。
 - 監査役は、子会社に対して必要に応じて業務の状況について報告を求め、子会社の業務の適正を監視いたします。
 - 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質等を踏まえ、自立的に内部統制システムを整備することを基本といたします。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 当社は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務が円滑に遂行されるために監査役の職務を補助すべき専任部門・専任使用人を必要とする場合は、監査役会又は、監査役と協議のうえ決定いたします。
 - 監査役会又は、監査役から専任の使用人の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取した上で人選し、監査役会又は、監査役の同意を得て任命いたします。
 - 監査役の職務を補助すべき専任部門・専任使用人を置く場合、業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮・命令下で職務を遂行する体制を確保するとともに、人事評価、異動、懲戒処分は、監査役会又は、監査役の同意を得なければならないものいたします。
- 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に与える重要な事項について、「取締役会」「経営会議」にて適宜報告を行います。
 - 取締役及び使用人は、職務の執行に関する法令違反・定款違反及び不正行為の事実を知った場合には、監査役会又は、監査役に対して直接かつ速やかに報告を行います。
 - 法令・定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況その他の事項を、取締役又は担当部門長から監査役会又は、監査役に報告する体制を整備いたします。報告事項及び報告の方法については、監査役会又は、監査役との協議により決定いたします。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役は、監査役の職責、心構え、監査体制、監査基準、行動指針等を明確にした監査役監査基準を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有効性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行います。

(2)監査役会又は、監査役が必要と認めたときは、代表取締役等と協議の上、特定の事項について、内部監査室に監査の協力を求めることができるものいたします。また、監査役会又は、監査役は、経営管理部門その他の各部門に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができるものいたします。監査役会又は、監査役は会計監査人と、両者の監査業務の品質及び効率を高めるため、相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができるものいたします。また必要に応じ自らの判断で、弁護士その他外部専門家を委嘱することができるものいたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対して屈することなく法律に即して対応いたします。社会的正義を実践するために社内規程等を定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力に対する対応を統括する部署を設け、関係行政機関や外部専門機関等から情報収集に努めます。社内における対応方法等の周知を図り、社内関係部門、関係行政機関および外部専門機関等と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を整備いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

1. 会社情報の開示に対する基本姿勢

当社では、会社情報の開示については法定開示、適時開示にかかわらず株主・投資家等当社に関係するあらゆるステークホルダーに対して、適正・適時に開示していくことが社会的責任を果たすことにつながっていくものと考えております。

(1) 当社は、投資判断に影響を与える重要な会社情報(決定事項、発生事実、決算情報)を公正かつ適時・適切に開示いたします。

(2) 当社は、適時開示規則、金融商品取引法及びその他の法令を遵守いたします。

(3) 当社は、会社情報の透明性・公正性を高めるため、インターネット等の媒体を活用した幅広い情報開示に努めます。

(4) 開示後の会社情報については、その後にわたって、その内容等の信頼性を担保すべく監視し、必要ある場合には速やかに訂正・修正するものいたします。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

(1) 内部監査規程、インサイダー取引防止規程、個人情報保護規程等を設け、情報収集から情報管理までを一元的に把握する体制をとっております。

(2) 当社では、会社情報の管理責任者として、社長の任命による情報管理責任者を取締役の中より選任しております。

(3) 当社では、IR・広報を職務分掌とする経営管理室に、各役職員から会社情報を集約する体制をとっております。経営管理室では、収集した会社情報を適時開示規則に基づき、適時開示の必要性の有無を検討し、情報管理責任者に報告するとともに情報の社内外への漏洩防止に努めます。

(4) 情報管理責任者は、適時開示規則に基づき適時開示の要否を判断し、必要に応じ取締役会において内容を審議すべく付議いたします。

(5) 適時開示が必要と判断された場合は、情報管理責任者の監督・指示のもと経営管理室において情報漏洩の防止に努め、速やかに開示を行います。

(6) 顧問弁護士、監査法人、税理士等からは、必要に応じて当社の会社情報の適時開示に係る助言を仰いでおります。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図

